

平成23年度

道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

目次

1. 管理方針	2
2. 管理計画	
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
(3) 管理施設	6
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	8
(2) 道路清掃	8
(3) 除草	9
(4) 剪定	10
(5) 応急処理等	10
(6) 設備点検	11
(7) 除雪	11
4. 補修	
(1) 橋梁補修	12
(2) 橋梁点検	13
(3) 法面	13
(4) 防雪	13
5. その他	
(1) 事前通行規制区間の体制	13
(2) 冠水対策	13
(3) 窓口業務	14
(4) その他	14
(5) 問い合わせ先	15

管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の延長約2,410kmの国道を管理しています。

首都圏を抱える関東地方は、国土面積の約13%ながら、総人口の約35%、GDPの約39%が集中する産業・経済・文化の集積地域となっており、その中で国道は、国民の生活や経済・観光活動を支える基盤として、また、災害時における防災支援のネットワークとして、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想されます。

また、道路管理延長の増加に伴い管理する道路施設も増加しており、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト削減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

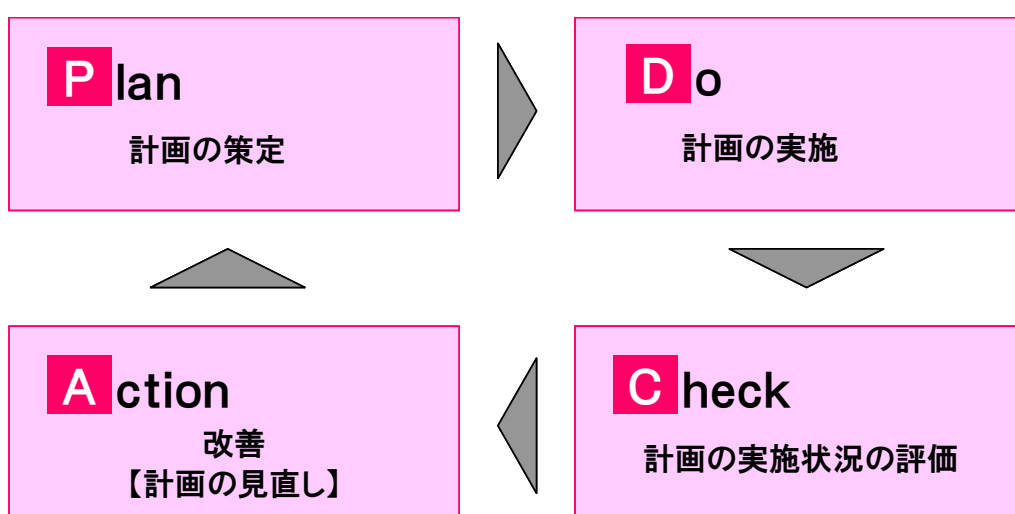
平成23年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan (計画) …「道路維持管理計画」を策定します。

Do (実施) …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check (評価) …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action (改善) …執行管理(分析・評価)を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

1) 管理路線

当事務所では、群馬県内の国道17号、国道18号、国道50号の3路線を碓氷出張所、前橋出張所、沼田維持修繕出張所、桐生国道維持出張所の4つの出張所で道路の維持管理を行っております。各出張所の管理区間等は、下表のとおりです。

担当 出張所	路線名	延長 (km)		管理区間	車線数 (交通量：百台/日)
碓氷 出張所	17号	14.055	56.121	起点 高崎市新町字陣場1148番9 終点 高崎市並榎町457番1	2～4車線 (295～528)
	18号	42.066		起点 高崎市並榎町457番1 終点 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字 境新田釜戸山下1046番2 境橋詰まで	2～4車線 (20～455)
前橋 出張所	17号	24.805	52.425	起点 高崎市並榎町457番1 終点 渋川市白井字尖野吾妻新橋まで	2～6車線 (216～692)
	17号 (前渋B P)	4.035		起点 前橋市田口町字下田尻122番1 終点 渋川市半田字向畑1750番1	2車線 (-)
	17号 (上武道路)	8.314		起点 前橋市飯土井町新神沢橋より 終点 前橋市上泉町1857番5	2～4車線 (24～456)
	17号旧道 (鯉沢B P)	1.933		起点 渋川市渋川字関下1120番4 終点 渋川市金井吾妻橋詰まで	2～4車線 (252)
	17号 (渋川西B P)	0.732		起点 渋川市中村字久保田129番5 終点 渋川市石原字石原東744番15	2車線 (126)
	50号	12.606		起点 前橋市本町1丁目1番1 終点 前橋市東大室町新桂川橋まで	2～4車線 (255～467)
沼田維持 修繕出張 所	17号	50.849	54.213	起点 渋川市白井字尖野吾妻新橋より 終点 新潟県南魚沼郡大字三国立岩橋詰まで	2～4車線 (27～170)
	17号旧道 (鯉沢B P)	3.364		起点 渋川市金井吾妻橋詰より 終点 渋川市上白井字長坂2888番2	2車線 (201)

担当 出張所	路線名	延長 (km)		管理区間	車線数 (交通量：百台/日)
桐生国道 維持出張 所	17号 (上武道路)	19.352	42.548	起点 埼玉県深谷市高島字本郷105番1 新上武大橋P5橋脚より	2～4車線 (227～456)
	50号	23.196		終点 伊勢崎市波志江沼町新神沢橋詰まで	
現道合計		167.577			
バイパス合計		37.73			
総合計		205.307			

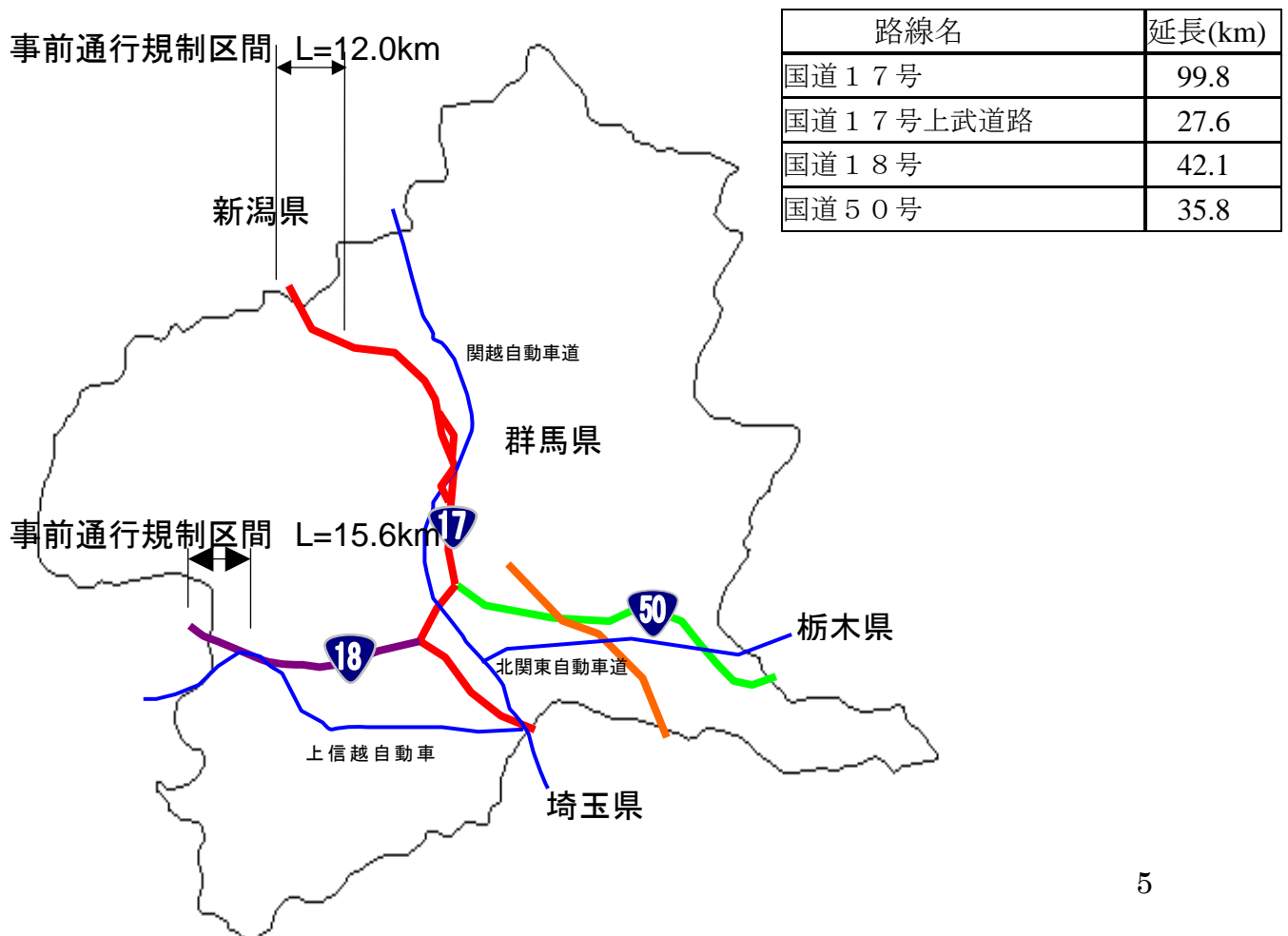
2) 事前通行規制区間

当事務所では、国道17号1箇所、国道18号1箇所、計2箇所の事前通行規制区間を所管しており、事前通行規制の解消に向け、防災対策事業を推進中です。

(目的)

事前通行規制区間について、豪雨時に土砂災害等の危険性がある区間について連続雨量(150mm)が規制基準値に達した場合、事前に通行止めとなります。

◆管理概要図



3) 管理施設

- ・橋梁（河川渡河部、鉄道高架部など橋長2m以上の橋） 計266橋



〈群馬大橋〉
(国道17号 利根川渡河部)



〈君が代橋〉
(国道18号 烏川渡河部)

- ・横断歩道橋 計59箇所



〈倉賀野歩道橋〉
(国道17号 高崎市倉賀野町)

- ・横断ボックス 計460箇所



〈板鼻道路ボックス〉
(国道18号 安中市板鼻)

- ・防災施設（法面崩落や落石対策など）



〈スノーシェッド〉
(国道17号 みなかみ町永井)

- 計12箇所



〈ロックシェッド〉
(国道17号 渋川市上白井)

- ・道路情報板 計31箇所



〈松井田情報板〉
(国道18号 安中市松井田町)

〈目的〉

道路交通の情報をリアルタイムに提供し道路利用者の安全と利便性を確保するために設置しています。

・ CCTV 計111箇所



〈新治 CCTV カメラ〉
(国道17号 みなかみ町永井)

〈目的〉

道路の路面状況等を監視するために設置しています。

・ ロードヒーティング



〈上越橋〉
(国道17号 みなかみ町永井)

〈目的〉

トンネル坑口付近の路面凍結等を抑制し、路面状況の安定を図り、交通の安全と円滑等を確保するために設置しています。

・ トンネルジェットファン



〈三国トンネルジェットファン〉
(国道17号 みなかみ町永井)

〈目的〉

自動車の排気ガスによる視界不良の防止等、通行者の安全かつ円滑な交通を保つために設置しています。

・ トンネル非常警報施設



〈三国トンネル非常警報施設〉
(国道17号 みなかみ町永井)

〈目的〉

トンネル内で自動車火災が発生した場合、事故の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめるために設置しています。

3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を点検するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異常箇所確認のため、原則として2日に1回道路巡回により実施します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異常箇所の状況確認のため、1回/年(各施設)点検を実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



〈路面段差確認〉



〈道路附属物損傷確認〉

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

①路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。(路面清掃車による機械清掃)

○DID 地区6回/年、その他1回/年 ※DIDは、最大実施回数

※DID(人口集中地区):人口密度が4,000人/km²以上の基本単位が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定されます。

国道17、18、50号 管内全区間(約200km)

②歩道清掃

落葉の除去を目的に箇所を限定して実施します。

③排水構造物清掃

通水障害箇所を抽出し、通常巡回により土砂の堆積状況などを確認し年1回実施します。

○1回/年

国道17、18、50号 実施延長(約2.4km)



〈路面清掃前〉



〈路面清掃(機械)〉



〈路面清掃(人力)〉

・排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などの確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。



〈側溝清掃(機械)〉



〈側溝清掃(人力)〉

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の障害や視認性の障害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、除草が必要な箇所を限定し実施します。



〈除草前(法面)〉



〈除草後(法面)〉

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木や低木などについて、樹種等に応じて剪定時期を設定し植栽管理を行うものです。

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理するとともに、繁茂による建築限界の阻害を防止し、自動車からの視距を確保するものとして、管内の植栽管理全体を下記を目安として設定するとともに、樹種等に応じて個別の植栽ごとに設定しています。

○高木・中木・低木 原則1回／3年



(剪定前)



(剪定後)

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行うものです。

2) 実施方針

路面異常（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修〉 (ポットホール)



〈落下物処理〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈発電設備〉



〈排水設備〉

(7) 除雪

1) 目的

除雪作業は、冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行うものです。

2) 実施方針

・車道除雪

降雪量が5～10cmを目安として、気象条件、交通状況等を勘案し交通に支障をきたすおそれのある箇所について実施します。



〈新雪除雪〉



〈新雪除雪〉

・歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたすおそれのある箇所について実施します。



〈歩道・機械除雪〉



〈歩道・人力除雪〉

・凍結防止剤散布

路面凍結の恐れがある場合には以下の区間において凍結防止剤を散布します。

- ◆縦断勾配が急な区間
- ◆平面曲線半径が小さい区間
- ◆局部的に日陰となる区間
- ◆橋梁区間
- ◆前後区間に対し、幅員が狭小な区間
- ◆トンネル、洞門、スノーシェッド等の出入り口
- ◆信号交差点や横断歩道
- ◆事故多発箇所



〈凍結防止剤散布〉

4. 補修

(1) 橋梁補修

管理する橋梁の現状を把握して、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に補修し、常に橋梁を良好な状態に保全し安全かつ円滑な交通を確保することを目的としています。

※平成23年度の橋梁補修予定箇所

- | | | |
|--------|-----------|--------|
| ・国道17号 | 新柳瀬橋（上・下） | （床版補修） |
| ・国道17号 | 平沢橋 | （床版補修） |
| ・国道17号 | 今宿橋 | （床版補修） |
| ・国道17号 | 第一早川橋 | （床版補修） |
| ・国道17号 | 入沢橋橋側道橋 | （床版補修） |
| ・国道17号 | 上楽沢橋橋側歩道橋 | （床版補修） |
| ・国道17号 | 梅沢橋橋側歩道橋 | （床版補修） |
| ・国道17号 | 伊勢崎第2IC橋 | （胸壁補修） |
| ・国道18号 | 御所平側道橋 | （断面修復） |
| ・国道18号 | 下の原橋側道橋 | （断面修復） |
| ・国道18号 | 碓東大橋（下） | （主桁補修） |
| ・国道50号 | 御蔵橋（上） | （床版補修） |
| ・国道50号 | 牛橋（下） | （床版補修） |

(2) 橋梁点検

- ・定期点検：近接目視点検（原則として5年に1回）
 - ・第三者被害予防措置：打音検査、非破壊検査（原則として2～3年に1回）
- H22年度橋梁定期点検予定数 61橋

(3) 法面

当事務所管内における法面对策事業は、災害による安全性・信頼性を確保を図る必要があることから落石防止対策等を実施します。また、災害の未然防止を図るため、防災カルテを作成し現地点検を行います。

- 実施予定 斜面安定対策工 17号みなかみ地区
- 斜面安定対策工 18号安中地区
- 防災点検予定箇所 277箇所

(4) トンネル

老朽化するトンネルの増大に対応するため、定期的なトンネル点検を実施します。

- H23トンネル定期点検予定箇所数 1箇所

(5) 舗装

道路交通の安全や走行性を確保するため、傷んだ舗装を国道18号の安中市松井田町の間の一部で舗装補修を行う予定です。

(6) 防雪

当事務所管内における防雪事業は、積雪寒冷地域である国道17号群馬県沼田市岩本町～新潟県南魚沼郡湯沢町で降積雪による雪崩等によって生ずる経済活動・文化活動の阻害を防止する目的で雪崩防止柵の設置を行います。

- 実施予定 雪崩防止柵 17号みなかみ地区

5. その他

(1) 事前通行規制区間の体制

連続雨量150mmで、国道17号 172kp～182kp（L=12km）群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地先～新潟県南魚沼郡湯沢町三国及び国道18号 29.6kp～45.1kp（L=15.6km）群馬県安中市松井田町横川地先～長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢地先について、土砂災害等の危険性があることから事前に通行止めを実施します。

(2) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③警報装置、監視装置の設置・点検
- ④パトロールの強化（時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施）

（3）窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）
道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務
- ・道路の占用に関する事務（道路法第32条）
道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務。
- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）
附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務
- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）
特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

（4）その他

・道の相談室

道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）を電話やインターネット、FAX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

フリーダイヤル 0120-106-497（平日9:30～17:00）

FAX 0120-106-179（24時間受付）

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/michi/>（24時間受付）

・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異常を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異常を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。

- 交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

- ホームページ

高崎河川国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

(5) 問い合わせ先

高崎河川国道事務所 電話番号 0 2 7 - 3 4 5 - 6 0 4 3 (道路管理第二課直通)